

合格に必要な知識を凝縮！ 全ページフルカラーでわかりやすい！

合格するための知識を確実に身につけることができる基本テキスト。全ページカラーで見やすいのももちろんですが、法律に強いTAC・Wセミナーだからできた機能(側注)が充実しています！側注はレベルに合わせて色分けし、本文をより理解しやすくしています。

出題傾向を
徹底分析した
基本書！



【行政不服申立てと行政事件訴訟】

	行政不服申立て	行政事件訴訟
メリット	スピーディーに解決できる	裁判所という中立な機関が判断するため、公正である
デメリット	行政機関が判断をするため、行政に有利な判断がされがちである	時間がかかる

(2) 金銭による救済

金銭による救済には、**違法な行政作用**により生じた損害を金銭で穴埋めしてもらう**国家賠償**と、**適法な行政作用**により生じた損失を金銭で穴埋めしてもらう**損失補償**という2つの制度があります。^{※1}

【行政救済法の全体像】



※1 参考
国家賠償については、国家賠償法という法律が規定しているが、損失補償法というものは存在せず、個別の法律(例：土地収用法、道路法など)で、どのような場合にどのような損失補償を金銭にしている。

2 行政不服審査法の目的

第1条 (目的等)

- この法律は、**行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為**に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。^{■5-44-2、11-49-1、14-15-2、15-38、21-12-3、21-14-2}^{※2}
- 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(以下単に「処分」という。)に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律

① ②
② 過去問チェック
裁判においては、違法を理由として処分取消すことはできるが、不当を理由として取消すことはできない。→ X (21-14-2)

の定めるところによる。^{■14-15-1、20-15-4}

行政不服審査法の目的は、**国民の権利利益の救済と行政の適正な運営の確保**の2つです。

行政不服審査法は、行政不服申立てに関する**一般法**であり、他の法律に特別の定めがある場合には、そちらが優先して適用されます。

3 不服申立ての類型

(1) 審査請求

行政不服審査法は、不服申立ての類型を原則として**審査請求**に一本化しています。

審査請求には、①**処分についての審査請求**と、②**不作為についての審査請求**の2つがあります。

① 処分についての審査請求

第2条 (処分についての審査請求)

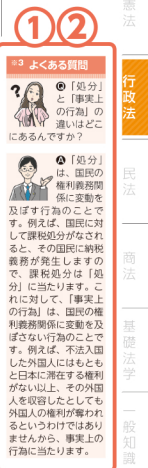
行政庁の処分^①に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

行政庁の処分^①に不服がある者は、審査請求をすることができます(2条)。

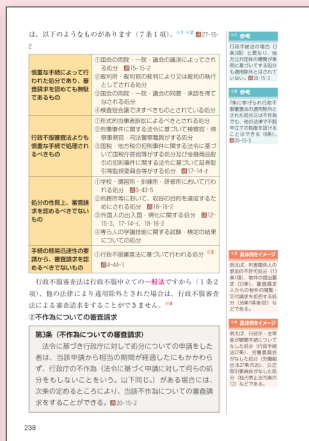
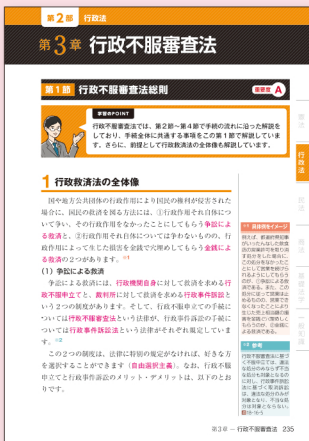
「処分」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為のことであり(1条2項かつこ書)、不法入国者の退去強制に当たり取捨する行為(出入国管理及び難民認定法39条1項)のような**事実上の行為も含まれます**。^{※3} ^{■20-15-1}

行政不服審査法は、適用除外規定に該当する処分を除き、原則として全ての処分について審査請求をすることができます。行政の領域が日々拡大していく状況のもとでは、不服申立ての対象とすべき処分を法律上列挙していくことは立法技術上困難だからです。^{■62-46-1、14-15-5、19-14-2、24-14-2}^{※4}、25-15-4、27-15-2

そして、行政不服審査法で除外された事項(適用除外)に



行政不服審査法は、不服申立ての対象となる行政処分については、いわゆる一般概括主義を採用しており、不服申立てを受けることができる処分を列挙してはいない。→ X (24-14-2)



側注 例) 基本的な事項 (赤色)

① よくある質問

講師が受験生からよく受ける質問を掲載し、わかりやすく回答！

② 重要判例

本試験で出題が予想される重要な判例を掲載！

側注 例) 応用的な事項 (青色)

① 引っかけ注意!

講師が答案を採点していて気づいた受験生の間違いやすいポイントを指摘!

② 記述対策

記述式で出題が予想される部分や、誤字に注意すべき漢字までを指摘!